

各部門の算出方法

2-1 産業部門（製造業）の算出方法

（1）推計式

製造業から排出される CO₂ は、製造業の製造品出荷額等に比例すると仮定し、都道府県の製造品出荷額等当たり炭素排出量に対して、市区町村の製造品出荷額等乗じて推計する。

$$\text{市区町村の CO}_2 \text{ 排出量} = \text{都道府県の製造業炭素排出量} / \text{都道府県の製造品出荷額等} \\ \times \text{市区町村の製造品出荷額等} \times 44 / 12$$

（2）使用データ・入手先

No.	統計名等	公表日	入手方法
1	都道府県別エネルギー消費統計	2024 年 12 月 27 日 (最新年度 公表)	経済産業省/資源エネルギー庁 Web サイト「都道府県別エネルギー消費統計」 http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec002/ 都道府県別エネルギー消費統計→ 統計表一覧 →各[都道府県名]をダウンロード
2	経済構造実態調査 (製造業事業所調査)	2024 年 7 月 26 日 (最新年度 公表)	経済産業省/Web サイト「経済構造実態調査」 https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kkj/index.html 統計表一覧→経済構造実態調査(製造業事業所調査)→2023 年「経済構造実態調査(製造業事業所調査)」→地域別統計表ダウンロード

（3）使用データ詳細

推計式入力項目	詳細
都道府県の製造業炭素排出量	データ No.1 (xls) のシート「22FY」 AB 列「電力・熱配分後消費・排出量」の 158 行目「製造業」
都道府県の製造品出荷額等	データ No.2 (xlsx) のシート「参考表」 N 列「製造品出荷額等（万円）」の該当都道府県行
市区町村の製造品出荷額等	データ No.2 (xlsx) のシート「参考表」 N 列「製造品出荷額等（万円）」の該当市区町村行

(4) 留意点・備考

- 算定に使用しているデータについては、2024 年 11 月末時点のものを反映している。
- 製造品出荷額等のうち秘匿数値については、0（ゼロ）として入力を行った。都道府県の製造品出荷額等には秘匿数値も含まれるため、市区町村に按分した炭素排出量の合計が都道府県の炭素排出量より小さくなる。
- 現況推計部門別データの「備考」欄は、前述の秘匿数値は「秘匿値」、該当市区町村のデータがない場合は「活動量なし」と記載した。
- 集計対象外とした合計行
「政令指定都市」の「行政区」の合計
「東京都」の「東京特別区」の合計

2-2 産業部門（建設業・鉱業）の算出方法

（1）推計式

建設業・鉱業から排出される CO₂ は、建設業・鉱業の従業者数に比例すると仮定し、都道府県の従業者数当たり炭素排出量に対して、市区町村の従業者数を乗じて推計する。

$$\text{市区町村の CO}_2 \text{ 排出量} = \text{都道府県の建設業・鉱業炭素排出量} / \text{都道府県の従業者数} \\ \times \text{市区町村の従業者数} \times 44 / 12$$

（2）使用データ・入手先

No.	統計名等	公表日	入手方法
1	都道府県別エネルギー消費統計	2024 年 12 月 27 日 (最新年度 公表)	経済産業省/資源エネルギー庁 Web サイト「都道府県別エネルギー消費統計」 http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec002/ 都道府県別エネルギー消費統計→ 統計表一覧 →各[都道府県名]をダウンロード
2	経済センサス-活動調査	2023 年 6 月 27 日 (最新年度 公表)	総務省統計局/Web サイト「令和 3 年経済センサス-活動調査」 https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/index.html 調査の結果→産業横断→統計表一覧の e-Stat を クリック→事業所に関する集計→産業横断的集計の 事業所数、従業者数の表番号 9-1B 産業(小分類) 別従業者数－全国、都道府県、市区町村をダウンロード

(3) 使用データ詳細

推計式入力項目	詳細
都道府県の建設業・鉱業の炭素排出量	データ No.1 (xls) のシート「22FY」 AB 列「電力・熱配分後消費・排出量」の 156 行目「鉱業他」と 157 行目「建設業」の合算値
都道府県の従業者数	データ No.2 (xlsx) のシート「b1_009_1b」 [AD 列「C_鉱業, 採石業, 砂利採取業」 + AM 列「D_建設業」]の該当都道府県行の_従業者数_男女計
市区町村の従業者数	データ No.2 (xlsx) のシート「b1_009_1b」 [AD 列「C_鉱業, 採石業, 砂利採取業」 + AM 列「D_建設業」]の該当市区町村行の従業者数_男女計

(4) 留意点・備考

- 算定に使用しているデータについては、2024 年 11 月末時点のものを反映している。
- 経済センサス活動調査の東京都の従業者数には「境界未定地域」が含まれているが、これは東京都の合計値から控除して按分している。
- “-”は、該当なしのため 0（ゼロ）とする。

2-3 産業部門（農林水産業）の算出方法

（1）推計式

農林水産業から排出される CO₂ は、農林水産業の従業者数に比例すると仮定し、都道府県の従業者数当たり炭素排出量に対して、市区町村の従業者数を乗じて推計する。

$$\text{市区町村の CO}_2 \text{ 排出量} = \text{都道府県の農林水産業炭素排出量} / \text{都道府県の従業者数} \\ \times \text{市区町村の従業者数} \times 44 / 12$$

（2）使用データ・入手先

No.	統計名等	公表日	入手方法
1	都道府県別エネルギー消費統計	2024 年 12 月 27 日 (最新年度 公表)	経済産業省/資源エネルギー庁 Web サイト「都道府県別エネルギー消費統計」 http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec002/ 都道府県別エネルギー消費統計→ 統計表一覧 →各[都道府県名]をダウンロード
2	経済センサス-活動調査	2023 年 6 月 27 日 (最新年度 公表)	総務省統計局/Web サイト「令和 3 年経済センサス-活動調査」 https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/index.html 調査の結果→産業横断→統計表一覧の e-Stat を クリック→事業所に関する集計→産業横断的集計の 事業所数、従業者数の表番号 9-1B 産業(小分類) 別従業者数－全国、都道府県、市区町村をダウンロード

（3）使用データ詳細

推計式入力項目	詳細
都道府県の農林水産業の炭素排出量	データ No.1 (xls) のシート「22FY」 AB 列「電力・熱配分後消費・排出量」の 155 行目「農林水産業」
都道府県の従業者数	データ No.2 (xlsx) のシート「b1_009_1b」 E 列「AB_農林漁業」の該当都道府県行の従業者数_男女計
市区町村の従業者数	データ No.2 (xlsx) のシート「b1_009_1b」 E 列「AB_農林漁業」の該当市区町村行の従業者数_男女計

(4) 留意点・備考

- 算定に使用しているデータについては、2024 年 11 月末時点のものを反映している。
- 経済センサス活動調査の東京都の従業者数には「境界未定地域」が含まれているが、これは東京都の合計値から控除して按分している。
- “-”は、該当なしのため 0（ゼロ）とする。

2-4 業務その他部門の算出方法

(1) 推計式

業務その他部門から排出される CO₂ は、業務その他部門の従業者数に比例すると仮定し、都道府県の従業者数当たり炭素排出量に対して、市区町村の従業者数を乗じて推計する。

$$\text{市区町村の CO}_2 \text{ 排出量} = \text{都道府県の業務その他部門炭素排出量} / \text{都道府県の従業者数} \\ \times \text{市区町村の従業者数} \times 44 / 12$$

(2) 使用データ・入手先

No.	統計名等	公表日	入手方法
1	都道府県別エネルギー消費統計	2024 年 12 月 27 日 (最新年度公表)	経済産業省/資源エネルギー庁 Web サイト「都道府県別エネルギー消費統計」 http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec002/ 都道府県別エネルギー消費統計→統計表一覧→各[都道府県名]をダウンロード
2	経済センサス-活動調査	2023 年 6 月 27 日 (最新年度公表)	総務省統計局/Web サイト「令和 3 年経済センサス-活動調査」 https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/index.html 調査の結果→産業横断→統計表一覧の e-Stat をクリック→事業所に関する集計→産業横断的集計の事業所数、従業者数の表番号 9-1B 産業(小分類)別従業者数-全国、都道府県、市区町村をダウンロード

(3) 使用データ詳細

推計式入力項目	詳細
都道府県の業務その他部門炭素排出量	データ No.1 (xls) のシート「22FY」 AB 列「電力・熱配分後消費・排出量」の 171 行目「業務他（第三次産業）」
都道府県の従業者数	データ No.2 (xlsx) のシート「b1_009_1b」 14 項目 (※) の該当都道府県行の従業者数_男女計
市区町村の従業者数	データ No.2 (xlsx) のシート「b1_009_1b」 14 項目 (※) の該当市区町村行の従業者数_男女計

推計式入力項目	詳細
	----- 14 項目（※） JL 列「F_電気・ガス・熱供給・水道業」 KA 列「G_情報通信業」 LF 列「H_運輸業，郵便業」 MV 列「I_卸売業，小売業」 QL 列「J_金融業，保険業」 RQ 列「K_不動産業，物品賃貸業」 SP 列「L_学術研究，専門・技術サービス業」 UG 列「M_宿泊業，飲食サービス業」 VM 列「N_生活関連サービス業，娯楽業」 XK 列「O_教育，学習支援業」 YU 列「P_医療，福祉」 AAF 列「Q_複合サービス事業」 AAQ 列「R_サービス業（他に分類されないもの）」 ACJ 列「S_公務（他に分類されるものを除く）」

（4）留意点・備考

- 算定に使用しているデータについては、2024 年 11 月末時点のものを反映している。
- 経済センサス活動調査の東京都の従業者数には「境界未定地域」が含まれているが、これは東京都の合計値から控除して按分している。
- “-”は、該当なしのため 0（ゼロ）とする。

2-5 家庭部門の算出方法

(1) 推計式

家庭部門から排出されるCO₂は、世帯数に比例すると仮定し、都道府県の世帯当たり炭素排出量に対して、市区町村の世帯数を乗じて推計する。

$$\text{市区町村の CO}_2 \text{ 排出量} = \text{都道府県の家庭部門炭素排出量} / \text{都道府県の世帯数} \\ \times \text{市区町村の世帯数} \times 44 / 12$$

(2) 使用データ・入手先

No.	統計名等	公表日	入手方法
1	都道府県別エネルギー消費統計	2024 年 12 月 27 日 (最新年度公表)	経済産業省/資源エネルギー庁 Web サイト「都道府県別エネルギー消費統計」 http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec002/ 都道府県別エネルギー消費統計→ 統計表一覧 →各[都道府県名]をダウンロード
2	住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数	2023 年 7 月 26 日	政府統計の総合窓口 Web サイト「e-Stat」 https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=normal&toukei=00200241&tstat=000001039591&survey=%E4%BD%8F%E6%B0%91%E5%9F%BA%E6%9C%AC%E5%8F%B0%E5%B8%B3%E3%81%AB%E5%9F%BA%E3%81%A5%E3%81%8F%E4%BA%BA%E5%8F%A3%E3%80%81%E4%BA%BA%E5%8F%A3%E5%8B%95%E6%85%8B%E5%8F%8A%E3%81%B3%E4%B8%96%E5%B8%AF%E6%95%B0%E8%AA%BF%E6%9F%BB&result_page=1 調査の結果→年次→該当の西暦 表番号：23(各該当年の西暦下 2 桁)-03 統計表：【総計】市区町村別人口、人口動態及び世帯数[Excel]をダウンロード

(3) 使用データ詳細

推計式入力項目	詳細
都道府県の家庭部門炭素排出量	データ No.1 (xls) のシート「22FY」 AB 列「電力・熱配分後消費・排出量」の 188 行目「家庭」
都道府県の世帯数	データ No.2 (xlsx) のシート「人口、世帯数、人口動態（市区町村別）【総計】」 G 列「世帯数」の該当都道府県行
市区町村の世帯数	データ No.2 (xlsx) のシート「人口、世帯数、人口動態（市区町村別）【総計】」 G 列「世帯数」の該当市区町村行

(4) 留意点・備考

- 算定に使用しているデータについては、2024 年 11 月末時点のものを反映している。
- 集計対象外とした合計行
各都道府県の合計行
「政令指定都市」の「行政区」行
「東京都」の「島しょ」行
一部「郡」の合計行

2-6 運輸部門（自動車）の算出方法

(1) 推計式

運輸部門（自動車）から排出される CO₂ は、自動車の保有台数に比例すると仮定し、全国の保有台数当たり炭素排出量に対して、市区町村の保有台数を乗じて推計する。

なお、算出は旅客、貨物のそれぞれに対して行う。

$$\text{市区町村の CO}_2 \text{ 排出量} = \text{全国の自動車車種別炭素排出量} / \text{全国の自動車車種別保有台数} \\ \times \text{市区町村の自動車車種別保有台数} \times 44 / 12$$

(2) 使用データ・入手先

No.	統計名等	公表日	入手方法
1	総合エネルギー統計	2024 年 4 月 12 日	経済産業省/資源エネルギー庁 Web サイト「総合エネルギー統計」 http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/total_energy/results.html 統計表一覧→総合エネルギー統計→2022 年度 (xlsx 形式) をダウンロード
2	市区町村別自動車保有車両数統計電子データ版	2023 年 3 月 31 日	一般財団法人 自動車検査登録情報協会 より購入 市区町村別_令和 5 年 3 月末.xlsx
3	市区町村別軽自動車車両数ファイル	2023 年 3 月 31 日	一般社団法人 全国軽自動車協会連合会 より購入 【都道府県、市区町村】業態・用途別統計.csv

(3) 使用データ詳細

推計式入力項目	詳細
全国の自動車車種別炭素排出量（旅客）（貨物）	データ No.1 (xlsx) のシート「炭素単位表」の （旅客） DN 列「総合計/エネルギー利用分」の 329 行目「運輸-旅客-乗用車」+ 334 行目「運輸-旅客-バス」+ 337 行目「運輸-旅客-二輪車」 （貨物） DN 列「総合計/エネルギー利用分」の 344 行目「運輸-貨物-貨物自動車/トラック」

推計式入力項目	詳細
全国の自動車車種別保有台数（旅客）	データ No.2（xlsx）のシート「市区町村」、 データ No.3（csv）のシート「【都道府県、市区町村】業態・用途別統計」 市区町村の自動車車種別保有台数（旅客）（※下記の市町村欄に対象車種を記載）の合計
全国の自動車保有台数（貨物）	データ No.2（xlsx）のシート「市区町村」、 データ No.3（csv）のシート「【都道府県、市区町村】業態・用途別統計」 市区町村の自動車保有台数（貨物）（※下記の市町村欄に対象車種を記載）の合計
市区町村の自動車車種別保有台数（旅客）	データ No.2（xlsx）、データ No.3（csv）の 6 項目の合計 データ No.2 の I 列「乗合用普通車」 データ No.2 の J 列「乗合用小型車」 データ No.2 の L 列「乗用普通車」 データ No.2 の M 列「乗用小型車」 データ No.2 の S 列「小型二輪車」 データ No.3 の I 列「乗用車」
市区町村の自動車保有台数（貨物）	データ No.2（xlsx）、データ No.3（csv）の 8 項目の合計 データ No.2 の E 列「貨物用普通車」 データ No.2 の F 列「貨物用小型車」 データ No.2 の G 列「貨物用被けん引車」 データ No.2 の O 列「特種(殊)用途用特種用途車」 データ No.3 の E 列「四輪貨物トラック」 データ No.3 の F 列「四輪貨物バン」 データ No.3 の G 列「三輪貨物トラック」 データ No.3 の J 列「特種車」

(4) 留意点・備考

- 算定に使用しているデータについては、2024 年 11 月末時点のものを反映している。
- 集計対象外とした合計行
データ No.2 の C 列「市区町村」で下記いずれかを満たす
"PMO"を含む行
"不明"を含む行
"県計"を含む行
"府計"を含む行
"都計"を含む行
"郡計"を含む行
"支庁計"を含む行

「政令指定都市」の「行政区」行

「東京都」の「23 区合計」行

（「政令移行前」は該当指定都市に含める。行政区域と運輸局管轄区域が異なる場合、行政区域の保有台数として合算する。）

データ No.3 で下記いずれかを満たす

A 列「都道府県」：「"不明"を含む行

A 列「都道府県」： "合計"を含む行

B 列「市区郡」： "郡"を含み、かつ C 列「町村」： "計"を含む行

B 列「市区郡」： "支庁"を含み、かつ C 列「町村」： "計"を含む行

B 列「市区郡」： 「政令指定都市」の「行政区」行

B 列「市区郡」： 「東京都」の「23 区合計」行

2-7 運輸部門（鉄道）の算出方法

(1) 推計式

運輸部門（鉄道）から排出されるCO₂は、人口に比例すると仮定し、全国の人口当たり炭素排出量に対して、市区町村の人口を乗じて推計する。

$$\text{市区町村の CO}_2 \text{ 排出量} = \text{全国の鉄道における炭素排出量} / \text{全国の人口} \\ \times \text{市区町村の人口} \times 44 / 12$$

(2) 使用データ・入手先

No.	統計名等	公表日	入手方法
1	総合エネルギー統計	2024 年 4 月 12 日	経済産業省/資源エネルギー庁 Web サイト「総合エネルギー統計」 http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/total_energy/results.html 統計表一覧→総合エネルギー統計→2022 年度 (xlsx 形式) をダウンロード
2	住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数	2023 年 7 月 26 日	政府統計の総合窓口 Web サイト「e-Stat」 https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=normal&toukei=00200241&tstat=000001039591&survey=%E4%BD%8F%E6%B0%91%E5%9F%BA%E6%9C%AC%E5%8F%B0%E5%B8%B3%E3%81%AB%E5%9F%BA%E3%81%A5%E3%81%8F%E4%BA%BA%E5%8F%A3%E3%80%81%E4%BA%BA%E5%8F%A3%E5%8B%95%E6%85%8B%E5%8F%8A%E3%81%B3%E4%B8%96%E5%B8%AF%E6%95%B0%E8%AA%BF%E6%9F%BB&result_page=1 表番号：23(各該当年の西暦下 2 桁)-03 統計表：【総計】市区町村別人口、人口動態及び世帯数 [Excel]をダウンロード

(3) 使用データ詳細

推計式入力項目	詳細
全国の鉄道における炭素 排出量	データ No.1 (xlsx) のシート「炭素単位表」 DN 列「総合計/エネルギー利用分」の 338 行目「運輸-旅客-鉄道」+ 349 行目「運輸-貨物-鉄道」
全国の人口	データ No.2 (xlsx) のシート「人口、世帯数、人口動態（市区町村 別）【総計】」 F 列「人口/計」の 7 行目
市区町村の人口	データ No.2 (xlsx) のシート「人口、世帯数、人口動態（市区町村 別）【総計】」 F 列「人口/計」の該当市区町村行

(4) 留意点・備考

- 算定に使用しているデータについては、2024 年 11 月末時点のものを反映している。
- 集計対象外とした合計行
各都道府県の合計行
「政令指定都市」の「行政区」行
「東京都」の「島しょ」行
一部「郡」の合計行

2-8 運輸部門（船舶）の算出方法

(1) 推計式

運輸部門（船舶）から排出される CO₂ は、甲種湾岸又は乙種港湾に入港する船舶（外航船舶除く）の総トン数に比例すると仮定し、全国の外航船舶を除く入港船舶総トン数当たり炭素排出量に対して、市区町村の外航船舶を除く入港船舶総トン数を乗じて推計する。

$$\begin{aligned} \text{市区町村の CO}_2 \text{ 排出量} &= \text{全国の外航船舶を除く入港船舶における炭素排出量} \\ &\quad \div \text{全国の外航船舶を除く入港船舶総トン数} \\ &\quad \times \text{市区町村の外航船舶を除く入港船舶総トン数} \times 44 \div 12 \end{aligned}$$

(2) 使用データ・入手先

No.	統計名等	公表日	入手方法
1	総合エネルギー統計	2024 年 4 月 12 日	経済産業省/資源エネルギー庁 Web サイト「総合エネルギー統計」 http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/total_energy/results.html 統計表一覧→総合エネルギー統計→2022 年度 (xlsx 形式) をダウンロード
2	港湾統計年報	2023 年 12 月 27 日	政府統計の総合窓口 Web サイト「e-Stat」 https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00600280&tstat=000001018967 政府統計名：港湾調査 提供統計名：港湾統計（年報） 提供周期：年次 調査年月：2022 年 ①第 2 部 甲種港湾→第 1 表 入港船舶表（表番号：2-1） ②第 3 部 乙種港湾→第 1 表 入港船舶表（表番号：3-1） (xlsx 形式) をダウンロード

(3) 使用データ詳細

推計式入力項目	詳細
全国の外航船舶を除く入港船舶における炭素排出量	データ No.1 (xlsx) のシート「炭素単位表」 DN 列「総合計/エネルギー利用分」の 339 行目「運輸-旅客-船舶」 + 350 行目「運輸-貨物-船舶」
全国の外航船舶を除く入港船舶総トン数	データ No.2 (xlsx) のシート 「2-1」…① 「3-1」…② ----- ① G 列「合計/総トン数」の 6 行目「総計/計」から 7 行目「外航商船」 及び 8 行目「外航自航」を除いた値 + ② 7 行目「乙種港湾合計」の F 列「合計/総トン数」から H 列「外航商船/500GT 以上/総トン数」及び J 列「外航商船/5GT 以上～500GT 未満/総トン数」を除いた値
市区町村の外航船舶を除く入港船舶総トン数	データ No.2 (xlsx) のシート 「2-1」…① 「3-1」…② ----- ① 各地方公共団体の該当する港湾の G 列「合計/総トン数」の「計」の 行から「外航商船」及び「外航自航」を除いた値（該当の「港湾」が複数の 地方公共団体を跨ぐ場合、港湾が存在する市区町村数で按分） + ② 各地方公共団体の該当する港湾の F 列「合計/総トン数」の数値か ら H 列「外航商船/500GT 以上/総トン数」及び J 列「外航商船/5GT 以上～500GT 未満/総トン数」を除いた値（該当の「港湾」が複数の地 方公共団体を跨ぐ場合、港湾が存在する市区町村数で按分）

(4) 留意点・備考

- 算定に使用しているデータについては、2024 年 11 月末時点のものを反映している。ただし、運輸部門（船舶）については、活動量の修正に伴う CO₂ 排出量の変化が小さいことから、2019 年度以前の「港湾統計年報」に関する遡及修正を行っていない。
- 甲種、乙種両方の港湾が存在する場合は、それぞれ推計する。

2-9 一般廃棄物の算出方法

(1) 推計式

一般廃棄物から排出される CO₂ は、市区町村が管理している一般廃棄物焼却施設で焼却される非バイオマス起源のプラスチックごみ¹及び合成繊維の量に対して、排出係数を乗じて推計する。

環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（Ver4.8）」（令和4年1月）に基づき、プラスチックごみの焼却量（乾燥ベース）に排出係数「2.77（tCO₂/t）（乾燥ベース）」、合成繊維の焼却量（乾燥ベース）に排出係数「2.29（tCO₂/t）（乾燥ベース）」を乗じて推計する。

市区町村の CO₂ 排出量

$$\begin{aligned} &= \text{一般廃棄物中のプラスチックごみの焼却量（乾燥ベース）} \times 2.77 \text{（乾燥ベース）} \\ &+ \text{一般廃棄物中の合成繊維の焼却量（乾燥ベース）} \times 2.29 \text{（乾燥ベース）} \end{aligned}$$

ここで

一般廃棄物中のプラスチックごみの焼却量（乾燥ベース）

$$= \text{一般廃棄物の焼却量（排出ベース）} \times (1 - \text{水分率}) \times \text{プラスチックごみ比率（乾燥ベース）}$$

一般廃棄物中の合成繊維の焼却量（乾燥ベース）

$$= \text{一般廃棄物の焼却量（排出ベース）} \times 0.028^2$$

なお、「一般廃棄物処理実態調査結果」において、水分率又はプラスチックごみ比率（乾燥ベース）が不明（0 を含む）の場合は、一般廃棄物中のプラスチックごみの焼却量（乾燥ベース）を「一般廃棄物の焼却量（排出ベース） $\times 0.145^3$ 」として推計する。

また、事務組合等で広域処理を行っており、市区町村の焼却処理量が不明な場合は、広域組合の焼却処理量を組合負担金で按分して算出する。

$$\text{焼却処理量按分比率} = \text{市区町村分担金（ごみ）} / \text{事務組合処理経費（ごみ）}$$

¹ 本現況推計において、一般廃棄物中の「プラスチックごみ」とは、ペットボトルを含み、合成繊維を除くものとする。

² 0.028 は、環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（Ver.4.8）」（令和4年1月）より、一般廃棄物中の繊維くずの割合（排出ベース）（6.65%）に繊維くずの固形分割合（ごみ中の繊維くずの湿重量に対する乾燥重量の比）（80%）及び繊維くずの中の合成繊維の割合（乾燥ベース）（53.2%）を乗じて算出した値。

³ 0.145 は、環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（Ver4.8）」（令和4年1月）より、一般廃棄物中のプラスチックごみの割合（排出ベース）（18.1%）にプラスチックごみの固形分割合（ごみ中のプラスチックごみの湿重量に対する乾燥重量の比）（80%）を乗じて算出した値。

(2) 使用データ・入手先

No.	統計名等	公表日	入手方法
1	一般廃棄物処理実態調査結果 (令和4年度)	2024年 4月19日	環境省 Web サイト「一般廃棄物処理実態調査結果」 https://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/stats.html ① 統計表一覧→令和4年度→施設整備状況→施設別整備状況→焼却施設 (xlsx) をダウンロード ② 統計表一覧→令和4年度→処理状況→各都道府県別データ→[都道府県名]→[都道府県名]集計結果 (経費) (xlsx) をダウンロード

(3) 使用データ詳細

推計式入力項目	詳細
一般廃棄物の焼却量 (排出ベース)	焼却施設 (xlsx) のシート「焼却」 F 列「年間処理量」を一般廃棄物の焼却量とする
水分率	BL 列「三成分/水分」を水分率とする
プラスチックごみ比率 (乾燥ベース)	BE 列「ごみ組成分析結果 (乾ベース) / ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類」をプラスチックごみ比率 (乾燥ベース) とする
事務組合処理経費 市区町村分担金	→[都道府県名]集計結果 (経費) (xlsx) のシート「市町村分担金内訳」 D 列「合計 (構成市区町村 1+〜+構成市区町村 30) / ごみ (千円)」を事務組合処理経費とする H、L、P、…DT 列「構成市区町村 N/ごみ (千円)」を市区町村分担金とする (N:1〜30)

(4) 留意点・備考

- 事務組合等の負担金が不明な場合、推計の対象外とする。
- 民間に処理を委託している場合には、「一般廃棄物処理実態調査結果」において当該処理施設における処理量が公表されていないため、事務組合等による広域処理を実施していない場合は、CO₂ 排出量も 0 (ゼロ) となる。また、他の地方公共団体に処理を委託している場合は、委託して処理量や委託経費等が「一般廃棄物処理実態調査結果」において不明であることから、事務組合等における分担金での按分処理を実施していない。このため、焼却処理量が 0 (ゼロ) となり、CO₂ 排出量も 0 (ゼロ) となる。
- 広域連携による処理を行っている場合は、受託側の地方公共団体で、委託側で発生した廃棄物処理量も含めて CO₂ 排出量を算定している。